

滋賀のアーカイブズ

滋賀県県政史料室だより 第7号

令和元年10月1日発行

編集・発行

滋賀県県政史料室

(滋賀県総合企画部

県民活動生活課県民情報室内)

英国王太子エドワード筆《富士山》

(堀田義次郎関係文書50)



目次

- ・【特集】県官員の履歴をたどる …P2～3
- ・【利用者の声】戦前の地域社会における神社と歴史的文書（吉水希枝） …P4
- ・【史料室の瓦版】展示関連講座の開催 …P4
- ・【簿冊解説⑤】堀田義次郎関係文書 …P5
- ・【湖国こぼれ話⑥】大嘗祭と滋賀県 …P6～7
- ・表紙解説／催し物案内／利用案内／アクセス …P.8

【特集】
県官員の履歴をたどる

本県の歴史的文書のなかには、官員（職員）の職歴をまとめた履歴書の綴りが含まれています。これらの簿冊は、県官員の人物像を探る上で大変有用ですが、構造が複雑で使いこなすのが難しい史料となっています。そこで本特集では、官員履歴の編製過程と、その構造を紹介したいと思います。

履歴編集のはじまり

明治維新後、政府から府県に対して、最初に官員履歴に関する指示があったのは、明治四年（一八七一）三月のことです。滋賀県の前身にあたる大津県でも、太政官より判任官（下級官吏）以下の履歴を備え置くよう命じられています。そのうち、奏任官（高等官）に転じた者については、太政官への提出が義務付けられました。免職者・在職者に関わらず、人事に関わる達書の全文を年月日も含め、左記の雛形通りに記載することが指示されています。

年号干支月日	本籍	苗字通称姓名
一 任某官		

さらに同年七月には、凡例をまとめた「判任履歴表編輯規則」が、太政官より布達されています。廃藩置県にともない、県と合併された旧藩の判任官履

歴を調査することや、戸籍や苗字等を改称した場合、旧名を朱書きで付すことなどが記されています。

判任履歴表の編製

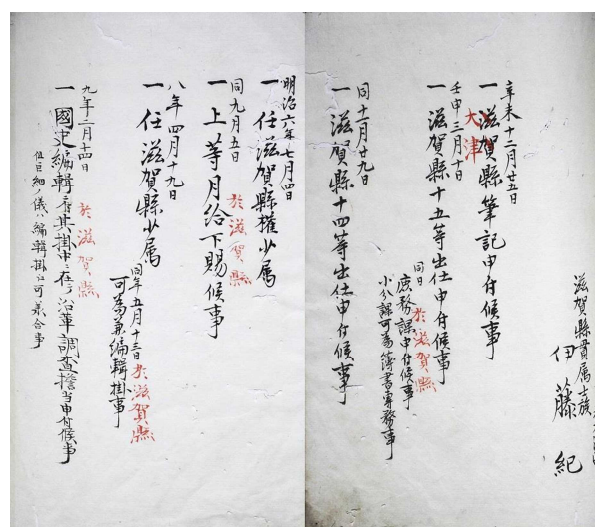
明治五年一月、大津県から改称した滋賀県では、官員履歴の編製は、同年五月に簿書専務（文書係）の事務と位置づけられました。当時の分掌表によれば、滋賀県平民の小島岩雄（五八歳）がその任にあたったようです。

同年八月には、従来庁内に備え置くとされた判任官履歴も、太政官より提出を命じられています。このとき定められた雛形は、五章におよぶ詳細なもので、以後の履歴編製の基礎となっています。提出締切は、同年十月とされましたが、結局県が提出したのは、それから三年後の明治八年十月でした。履歴の編製作業に、大変手間取った様子が窺えます。

現存する官員履歴のなかで、最も古いものがこのとき提出された「判任履歴表」です。「従いの部至つの部」（いゝつ、履歴①）、「従なの部至あの部」（なゝあ、履歴②）、「従さの部至すの部」（さゝす、履歴③）の三分冊があり、明治八年八月までに仕出した判任官の履歴がまとめられています。簿冊の巻頭には、明治五年八月の雛形に基づき、左記のように、苗字一文字がいろは順に並んだ目次が付されました。

イ之部	伊 稻 今 石 一 池 井 生 市 岩
ハ之部	坂 萩
ニ之部	西 丹（…）

その後、新たに出仕した判任官（さらに下級の等外吏からの昇進を含む）の履歴は、随時内務省に「別冊」として提出されました。その別冊が一冊にまとめられた簿冊が、「滋賀県判任官履歴書」（履歴④）です。さらにその追録は「判任履歴編冊」（履歴⑤）、「判任履歴」（履歴⑥）と順次作成され、明治八年八月から十八年一月までに仕出した判任官の履歴は、これらの三冊からたどることが可能です。



「判任履歴 従いの部至つの部」【明え 156 合本4】

恩給関連履歴

さらに、本県所蔵文書のなかには、これまで紹介してきた六冊とは別に、同一人物が掲載された「判任官履歴」三冊（履歴⑦～⑨）があります。これらは、明治十七年一月公布の官吏恩給令を受け、翌十八年二月、恩給局より編製が指示されたものです。

	簿冊記号	合本	簿冊(合本)名		簿冊記号	合本	簿冊(合本)名
①	明え 156	4	判任履歴表 従いの部至つの部	⑫	明え 149	-	退職者履歴書
②	明え 133	-	判任履歴表 従なの部至あの部	⑬	明え 150	-	退職者履歴書
③	明え 156	3	判任履歴表 従さの部至すの部	⑭	明え 151	-	退職者履歴書
④	明え 145	-	判任履歴	⑮	明え 152	-	退職者履歴書
⑤	明え 156	2	判任履歴編冊	⑯	明え 153	-	退職者履歴書
⑥	明え 158	2	滋賀県判任官履歴書	⑰	明え 154	-	退職満期転免死亡者履歴書
⑦	明え 44	-	判任官履歴	⑱	明え 155	-	退職者履歴書
⑧	明え 139	-	判任官履歴書 その二	⑲	資 114-119	-	滋賀県史 1 編 54-59
⑨	明え 143	-	判任官履歴書 その三	⑳	資 188-197	-	滋賀県史 2 編 67-76
⑩	明え 158	1	滋賀県奏任官奉職履歴書	㉑	資 233-239	-	滋賀県史 3 編 36-42
⑪	明え 156	1	等外吏履歴編冊	㉒	資 277-286	-	滋賀県史 4 編 36-45

滋賀県所蔵県官履歴一覧

官員の恩給支給の資料として用いられ、同年五月、県から同局に提出されました。

これらは独自に定められた雛形はありつつも、基本的に履歴①～⑥を書き写したものとみられ、同年一月一日現在の判任官（郡区の書記含む）の履歴が綴られています。人名目次はないものの、当時在職した全ての判任官がいろは順に並んでいるため、検索には大変便利な履歴書となっています。

その他、判任官履歴以外には、「滋賀県奏任官奉職履歴書」（履歴⑩）や、「等外吏履歴編冊」（履歴⑪）があります。いずれも、明治五年の滋賀県改称時から、明治十九年の地方官官制公布時まで在任した官員（奏任官・等外吏）の履歴が綴られています。判任官履歴と併せて利用することで、当時の県官員の全体像を把握することができます。

退職者履歴書

明治十九年七月、地方官官制の公布にともなう、地方制度改革以後は、在職者の官員履歴の代わりに、「退職者履歴」（履歴⑫～⑱）が編製されるようになります。これらの履歴には、判任官・奏任官の区別はありません。

退職年順に編製されているため、退職年が判明している場合は、目的の人物にたどりつきやすいものの、判任官履歴などのように、人名のいろは順から探すことはできません（目次はあり）。とはいえ、大正四年（一九一五）までは、この履歴が編製されたおかげで、県官員の履歴を比較的容易にたどること

ができます。その後は、職員台帳があるものの、官員一人一人の詳しい履歴は残されていないのです（恩給扶助料請求簿冊等に部分的に存在）。

『滋賀県史』附録官員履歴

その他、本紙第四号で紹介した『滋賀県史』（府県史料）にも、附録として官員履歴（履歴⑲～㉒）が掲載されています。この履歴の特徴は、大津裁判所や大津県時代が含まれていることで、滋賀県設置以前に在任した官員の履歴をたどることができます。

ただし同じ人物でも、県史編集の期間（全五編、県所蔵は四編まで）ごとに、分割して記載されており、一人の人物の履歴を一度に確認するには、不向きという難点があります。また時期的にも、県史が編集された明治十七年度までしか、たどることができません。

以上のように、本県所蔵の官員履歴は、編製目的ごとに記載内容が異なり、それぞれの性格を理解しなければ、目的の情報にたどりつくことが困難です。あいにく、簿冊記号も順番に並んでいないので、ぜひ本特集の解説と、本頁上段の「滋賀県所蔵官員履歴一覧」をご活用ください。（大月 英雄）

1 「明治四年太政官布告達編冊 乾」【明あ7（73）】。
2 「明治四年太政官布告達編冊 坤」【明あ8（14）】。
3 「明治五年諸課各専務及人名へ達簿」【明い33（4）】。
4 「明治五年太政官布告達編冊 坤」【明あ10（35）】。
5 「明治八年官省申牒文書簿」【明う19 合本1（55）】。
6 「明治九年官省申牒録 全」【明う58（12）（29）】。
7 「履歴書」【明え59（11）】。

【利用者の声】

戦前の地域社会における神社と歴史的文書

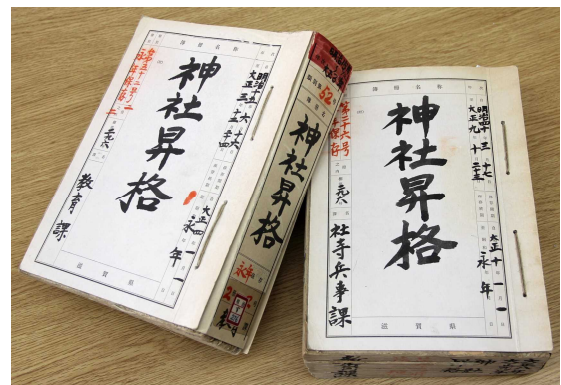
立命館大学大学院博士後期課程 吉水希枝

私は現在、日本近代史を専門として、戦前の地域社会における神社について研究を行っている。

戦前の日本において、神社は制度的・国家的に特殊な地位に置かれた。戦前の神社については、様々な角度から研究が行われているが、そのなかでも私は、「社格」という、神社に設けられた公的な等級について、昇格が可能であったという事実に着目している。昇格するには、府県を通じて内務省に申請し、内務省の許可を得る必要があった。このため滋賀県にも、社格の設定から社格制度解体までの時期における昇格の申請書がほぼすべて残されている。また県政史料室には、神社明細帳や各神社とのやりとり等も存在する。これらの文書からは、戦前の滋賀県下において、県に提出されたものだけでも、三〇〇件を超える昇格の申請があったことがわかる。

実際に、御上神社や多賀大社といった、現在でも著名な神社など、多くの神社が昇格を果たしている。そして、申請書からは、歴史的な資料を用いて神社と地域社会の関係の深さを証明することで、昇格の妥当性を示そうとしていたことなども明らかとなった。

以上のような公の資料と、地域や神社に残された資料とを合わせて分析することで、戦前の地域社会における神社像をより鮮やかにできると考えている。さらに、現在、全国の自治体が歴史的文書を公開



神社昇格に関する歴史的文書
【明す 276】【大す 80】

しているが、災害や空襲により、戦前の資料の大部分が失われてしまっている自治体も少なくない。このため、明治から昭和を通して自治体の資料を見ることができるとは、県政史料室は、近代史を研究する者にとって非常に貴重な環境である。

そして、県政史料室では、昨年度からツイッターアカウント (@stiga_archives) を開設している。史料室のみならず、県や公文書に関する情報が共有されており、一利用者として、今後も様々な情報が発信されることを楽しみとしている。将来的には、土・日曜日の開室や、現在、史料室内のパソコンでのみ可能な資料の一括検索がホームページ上で可能となることにより、県民の方々により活発に利用され、資料の活用が進むことを期待したい。

【史料室の瓦版】

展示関連講座の開催

この度、当室初の試みとして、令和元年六月十九日に展示関連講座「滋賀県行幸啓史」を開催しました。

当室では、これまで昼休みの時間を利用して県庁職員向けに歴史的文書の解説講座を開催してきましたが、県民の方からのご要望もあり、さらに内容を充実させ一般に公開することとなりました。

初回は、同年五月七日から七月二十五日までの展示「皇室と滋賀県」に併せて開催し、二〇名の方にご参加いただきました。講座では、展示史料の中から六点左右選び、その史料の背景や関連文書を紹介するとともに、昔の電報などの歴史的文書を一緒に解説し、公文書の読み方にも触れていただきました。



講座の様子

【簿冊解説⑤】

堀田義次郎関係文書

平成三十一年（二〇一九）四月二十六日、第一六代滋賀県知事を務めた堀田義次郎ゆかりの史料五二点を、親族の堀田清子様・綾様より本県にご寄贈いただきました。平成二十年に開室して以来、当室が私文書の寄贈を受けるのは初めての事です。本コーナーでは、その代表的なものをご紹介します。

寄贈史料の中心を占めるのは、大正十一年（一九二二）四月にイギリス王太子エドワード（エドワード八世、史料①）が来県した際の書簡や写真、記念品などです。エドワードは、アメリカ人のウォリス・シンプソンと結婚するために、イギリス史上最短の在位三二五日間で退位を決断したという「王冠を賭けた恋」の逸話で広く知られた人物です。まだウォリスと交際する以前の青年エドワードは、裕仁親王（昭和天皇）訪英の返礼として訪日し、琵琶湖遊覧の際に堀田知事のもとをなしを受けました。

大正十一年四月十二日、エドワードは横浜港に到着し、東京や日光、川口湖などを巡った後、二十七日に京都にやってきました。滋賀県を訪れたのは、その翌日の二十八日朝のことです。午前十時五十分、大津港の棧橋際に、宮内省の自動車に到着したエドワードは、盛大な歓迎を受けながら、御召船（みどり丸）に乗船します。船上では、堀田知事が奉迎文を読み上げ、湖国の景勝地を描いた画帳とその解説

書が献上されました。この画帳は、堀田知事の依頼により、滋賀郡中庄村（現大津市）出身の画家・山元春挙と、その門人の山元春汀、柴田晩葉、足田春湖の手で、特別に描かれたものです。

本紙表紙は、その際に下賜されたと思われる、エドワード直筆の富士山の絵です。堀田の奉迎文には、「彼ノ富岳ト秀勝ヲ対称スル琵琶湖」という表現があり、琵琶湖を描いた画帳の返礼という意味合いがあったのでしょうか。金地墨画で描かれ、署名と来県した年月日が記されています。

その後一行は、野洲郡木ノ浜沖でエリ漁を見学し、昼には竹生島に到着。さらに多景島を巡り、午後四時に彦根で上陸した後、岐阜県の長良川で鵜飼を見物しています。京都にはしばらく滞在したようで、三十日午後には比叡山を訪れるため、再び来県しています。その後は奈良・大阪・兵庫・香川を巡り、鹿児島から帰国の途に着きました。

史料②は、エドワードの訪問を記念して県が作成した写真帳です。献上品の画帳に収められた絵と解説の写真等が掲載されています。エドワード帰国後の大正十一年七月、県会議員や郡長、新聞社などに贈られました。写真とはいえ、本県を代表する画家・山元春挙らが描いた湖国の情景をうかがうことができ、美術史的にも貴重な一冊といえます。

その他、寄贈文書のなかには、堀田の肖像写真や、スケッチブック、弓道関連の書簡など、堀田の人物像をうかがえる貴重な史料が多数含まれています。ぜひ当室で実物をご覧ください。（大月 英雄）



①「エドワードの肖像写真」（堀田義次郎関係文書 4）



②「英国皇太子殿下啓行記念帖」（堀田義次郎関係文書 51）

テ、又至大ノ責任ナリ」として、即日県下に告諭を發するとともに、即刻各部長、関係課長、技師を招集して早くも準備にあたりました【資⁵⁰⁸】。県がまず取り組まなければならないことは、悠紀齋田の決定です。齋田の条件は、耕作面積約五反歩一団地で、西方に齋場を設けるための五畝歩の土地がある場所、風水害の恐れがなく、付近に大枚用の河川があり、また、灌漑排水の便利な場所とされていきます。さらに、農事が進歩し人情・風俗・習慣等の善良なる地方とし、風土病や悪疫流行が頻繁な地方は避けられました。

知事は各郡の代表者に候補地を推薦させ、その結果、四二の候補地が挙げられました。そこから候補地を厳選していき、最終的に野洲郡三上村、犬上郡多賀村、甲賀郡石部村、愛知郡日枝村の四つにまでに絞られてからは、知事自らも調査に向かい、各地を視察して廻りました。調査の内容は、所在地町村の状況、気象、水利関係、伝染病などで、また大田主（齋田の所有者）候補の人物調査も念入りに行わ

れたようです。人物調査では家族や友人、隣人だけでなく、銀行や自転車屋にまで聞き取りを行っていました。

最終的には野洲郡三上村の糸川春治の田が選ばれました。糸川は「酒くせナシ」「性格温厚」「家庭円満」との評価を受けており、村民からも尊敬されていたようです【昭⁴⁵²（12）】。また、彦根測候所の気候に関する調査でも、東は三上山、西は御上神社の森林及び住家があり、これらが天然の暴風の備えとなつて、「県下最モ暴風雨少ナキ地方」に属するとされました【昭⁴⁵²（6）】。

昭和天皇の大嘗祭

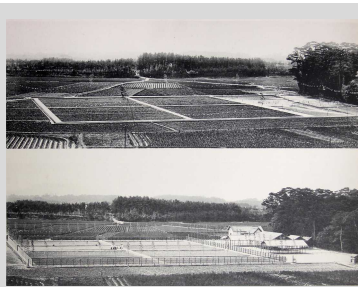
こうして選ばれた齋田では、まず、田の区画整理が行われ、昭和三年四月十日に祓式が行われました。同月十八日に種まきを行い苗を育てるとともに、田の整地を行い、同年六月一日、御田植祭が行われました。御田植祭では、このために作られた豊穰を祈る御田植歌を歌いながら、田植えが行われました。

九月十六日には抜穂式が行われ、その後、刈取、乾燥、脱穀、調整された米は、一粒一粒手作業で選別されました。選ばれた米は、檜の白木で作られた十二個の辛櫃（お供え物を入れて運ぶ箱）に分けて納められ、十月十六日、野洲駅から京都駅までは鉄道で、そこから御所までは、県内の青年八一名が行列をなして運搬しました。このように、県を挙げて齋田としての務めを果たし、同年十一月十四日、無事大嘗祭が挙行されたのでした。

ちなみに、悠紀齋田で作られた米は、努力が実り豊作で、一〇石六斗三升もの収穫が得られました。

このうち供納米を除く残りの米は、大田主や関係者へ交付されるとともに、標本用としても保存されました。また、製菓用にも米二斗があてがわれ、県が落雁を作り関係者に配ったようです【資⁵⁰⁹】。

齋田として選ばれることは、その当事者である大田主だけでなく、県下の人々にとっても名誉なことであり、大嘗祭への米の供納は多くの人々の協力によって、なし得てきたのでした。（岡本 和己）



①区画整理後（上）と柵設置後（下）



②御田植祭



③刈取の様子



④選粒作業



⑤搬送の様子

齋田での作業工程【資 566～568】

催し物案内

【講演会】

「里湖」とエリ漁の近代（仮）

日時 11月27日（水）午後1時半～3時

講師 佐野静代氏（同志社大学教授）

会場 滋賀県庁新館7階 大会議室

【企画展示】

「外国貴賓のおもてなし

— 英国王太子の琵琶湖遊覧 —

期間 7月29日（月）～10月24日（木）

「公文書に見る近代の城郭」

期間 10月28日（月）～1月23日（木）

「滋賀を科学する—観測のはじまり—」（仮）

期間 1月27日（月）～3月26日（木）

【表紙解説】 英国王太子エドワード筆《富士山》

エドワードの署名とともに、来県した日付（一九二二年四月二十八日）が記された富士山の絵です。船上で堀田義次郎知事が奉迎文を読み上げ、湖国の景勝地を描いた画帳を献上した際に、下賜されたものと見られます。

奉迎文には「彼ノ富岳ト秀勝ヲ対称スル琵琶湖」という表現があり、琵琶湖を描いた画帳の返礼という意味合いがあったのでしょうか。少なくとも二枚以上描かれたようで、珍田接待官と渡辺式部官に送られています。堀田の所蔵分は、いずれかより譲られたか、三枚目のものと考えられます。

利用案内

【利用時間】

午前9時～午後5時

【休室日】

土日祝日、年末年始

【閲覧方法】

◇来室して申請

①室内の文書目録（パソコンまたは紙）で閲覧したい文書を探す。

②閲覧申請書に必要事項を記入して受付に提出。

* 個人情報情報の審査が終わるまで、数日～1週間程度かかります（電話・メール等で連絡）。

③文書を閲覧する。

◇自宅から申請

①当室ホームページ内「歴史的文書」目録で閲覧したい文書を探す。

②閲覧申請書に必要事項を記入して、メール・FAXで提出（審査が終わるまで連絡を待つ）。

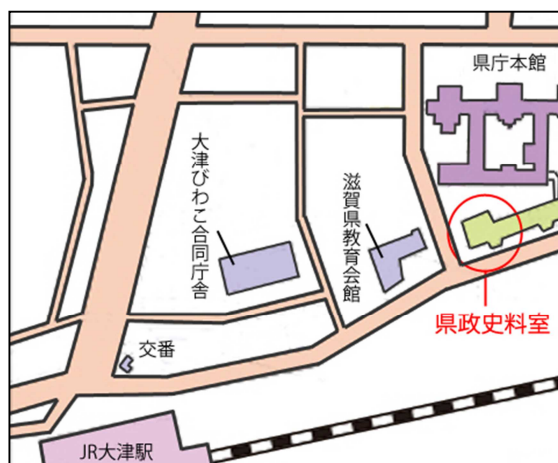
③文書を閲覧する。

【その他の利用】

- ・文書の撮影は、持参した機器で各自が行ってください（複写物の交付は、職員に御相談ください）。
- ・企画展示、自治体史・事典等の書籍は、審査なしで自由に閲覧できます。
- ・文書の掲載・借用の際には、別途該当する申請書が必要となります。

アクセス

- ① JR 大津駅から東へ徒歩5分。
- ② 京阪電気鉄道島ノ関駅から南南西へ徒歩5分。



周辺地図

滋賀のアーカイブズ 第7号
令和元年（2019年）10月1日

編集・発行

滋賀県県政史料室

〒520-8577

滋賀県大津市京町四丁目1番1号

滋賀県庁新館3階 県民情報室内

Tel : 077-528-3126

Fax : 077-528-4813

Mail : kenmin-j@pref.shiga.lg.jp